

自己評価書

令和7年度実施

学校法人穴吹学園
せとうち観光専門職短期大学
観光振興学科

令和7年9月30日

1 大学の現況

| 概要 | | | | | |
|--------------|----------------------------|-----------|--------------------|------|--------------|
| 大学名 | 学校法人穴吹学園 せとうち観光専門職短期大学 | | | | |
| 所在地 | 〒761-0113 香川県高松市屋島西町2366-1 | | | | |
| 設置学科・コース等の情報 | | | | | (令和6年5月1日現在) |
| 学科・コース等の名称 | 学生数 (人) | 専任 教員数 | 実務家 教員数 (内数) | 分野 | 関係法令等の名称 |
| 観光振興学科 | 64 | 14 | 7 | 観光分野 | 専門職短期大学設置基準 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2 大学の目的および特徴

| 目的 |
|---|
| <p>せとうち観光専門職短期大学(以下、本学)は、学校法人穴吹学園が掲げる、「地域の学生を地域で育て、高い専門性と豊かな人間性を育み、地域社会から信頼され、貢献できる人材を育成する」という「建学の精神」を、高等教育において具現するため、三年制の観光専門職短期大学として設置された。</p> <p>このような建学の精神によって設置された本学は、三年制専門職短期大学として、①「人間力」の錬成、②「持続可能性の追求という職業倫理」の体得、そして③「観光学の知識と観光実務の技能」の修得という、三つの「教育目標」を掲げる。学生の「人間力」を開発するという教育目標は、観光専門職に限らず、個人が社会生活を送る際に不可欠な能力の育成として想定される。本学の教育は、「人間力」をとりわけ観光専門職に要求される能力として育成することによって、地域内外の諸団体が切望する人材の輩出に寄与する。</p> <p>しかし、世界が激変する時代にあつて、地域社会や地域内外の諸団体の動向もまた急速に展開する。そこで本学はそれらの変化やニーズを柔軟に取り込み、観光専門職と地域の研究を積み重ねながら、学生が有意義な社会生活を送り、社会に有為な専門職業人材となるための教育を、独自の「教育課程」によって実現したい。</p> <p>そして、本学の教育と研究は、本学と、地域内外の諸団体との協働体制において実践される。もとより学生教育には本学が一切の責任を持つのであるが、教育課程の編成と運営について、本学は、「教育課程連携協議会」や臨地実務実習先機関との連携等によって、地域内外の団体の見解や意向等を特に実務教育に取り入れ、連携し協働する。</p> <p>如上の建学の精神と教育目標によって設置された本学「教育課程」の目的は、既存の四年制大学とは異なり、また専門学校等とも次元の異なる、専門職短期大学の制度を踏まえた特色ある三年制の教育課程を履行することである。この教育課程は、「観光振興のエキスパートとして、観光産業や観光による地域創生事業を牽引する人材」の養成という目的で編成されている。</p> <p>これまでも高等教育機関は、教養教育や専門教育から成る学術教育を通して、社会に有為な人材の輩出に努めてきた。しかしながら、従来型の学術教育を中心とする教育課程では、社会の動向が急変するために、社会が求める専門職業人材に対応する教育が難しくなっている。この課題を解決するため、既存の大学とは異なる臨地実務実習を中心とした即戦力養成のための実務教育を行い、同時に専門学校等とは異なり、観光実務に生かすことのできる観光の学術理論を体系的に学んだうえで、瀬戸内地域の観光振興や地域社会の発展の事例等を学修することが可能な新たな高等専門職「教育課程」を編成する必要がある。</p> <p>本学が取り組む、観光振興の中核的な高度専門職業人を育成する大学教育は、観光関連大学教育全体における観光教育と人材養成の一端を担い、観光関連高等教育の充実と発展に寄与するものである。また、本学の観光専門職教育は、四国地方、香川県や高松市、瀬戸内の事業所や団体等からの期待や要望でもある。この教育は、さらに観光立国と観光による地方創生という国策の履行にも資するとみなされる。</p> |

特 徴

観光は、世界において「21世紀の基幹産業」として注目され、国内においても「観光立国」宣言後の「インバウンド観光」の急拡大によって話題を集めている。そうした社会背景において、「観光振興」の担い手となる「エキスパート」の養成が強く求められている。このような、観光振興のエキスパートの育成にあたっては、観光と地域の実情や課題を的確に捉える能力の開発と、同時に観光振興や観光事業の現場における実践的技能の養成も必須となる。そのため、本学の教育課程は、「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」をバランスよく修得し、両者を融合させる特徴を有する。

しかし、観光振興に係る高等教育の現状では、「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」の融合が、必ずしも教育課程に体现されていない。そのため、観光振興に求められる人材養成の課題も、実現されていない。

一方で、既存の四年制大学の観光関連学部においては、学術的な理論を中心とした観光教育がなされている。観光研究は、学際的であるため、その学修によって、学生は観光にアプローチするための幅広い知識を身に付け、汎用性の高いジェネリックスキルを修得できる。そこで、卒業後の就職では、公務員や銀行等の他業種に進路を変更する学生が少なくない。四年制観光関連学部卒業生は、必ずしも観光産業や観光による地域創生事業の担い手にはならない。

他方で、既存の観光関連専門学校では、観光関連事業の接客や顧客へのサービスやホスピタリティに焦点を当て、関連のビジネススキルの習得に重点が置かれてきた。その結果、観光産業に従事する人材の量的な輩出は図られてきたが、国内外の観光振興や地域社会の発展を視野に入れた、観光についての理論や知識の養成等については注力されていない。そのため、「観光産業や観光による地域創生事業」の現場において中核的な役割を担う人材の質的な充実が図られていない。

このため「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」の両者を融合し、バランスよく修得し、その基礎となる人間力や思考力をも兼ね備え、その職務を通じて観光振興の中核的な担い手となる高度専門職業人を養成するとともに、学生の卒業後の進路が観光産業や観光による地域創生事業に直結する新たな高等教育機関の設置の必要性が高まっている。

本学は、如上の通り、日本内外の観光の動向を踏まえ、観光振興や観光産業の担い手を養成するという課題の解決を使命とする。教育課程の履行にあたっては、「キャンパスは瀬戸内海」を標語とする地域連携を強化し、地域観光の実践的教育と観光理論の研究の拠点として認知され評価されることを目指している。「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」が体系的に編成され、学生が効果的に学修できる三年制観光専門職教育が本学の主たる特徴であると言える。

(参考までに、「和歌山大学観光学部10周年記念誌」によると、和歌山大学観光学部における、2010年度から2015年度までの卒業生の観光関連業への就職実績は全体の24%である。)

3 分析観点ごとの自己評価

| 領域 I 教育課程の目的および学修成果 | |
|---|---|
| 基準 I-1 | 教育課程の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育課程の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。 |
| 分析観点 I-1-1 | 教育課程の目的が、理念や使命に基づいて、適切に設定されていること。 |
| <p>せとうち観光専門職短期大学観光振興学科(以下、本学)の三年制教育課程は、「観光振興のエキスパートとして、観光産業や観光による地域創生事業を牽引する人材」の育成を目的として、学生が「思考力、実践力、協働性を修得する」という教育目標をカリキュラム・ポリシーで明確化し、編成している。この教育課程の目的は、「観光専門職教育によって、グローバルな動向に対応しつつ、地域社会で活躍する有為な人材を育成する」という本学の使命と、「観光が21世紀の基幹産業となった時代に、観光専門職を通して、世界の動向を見渡しながら地域社会の発展に貢献する人材の育成」という教育理念を体現するものである。</p> | |
| 基準 I-2 | 【重点評価項目】 教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。とくに、観光を通じて、地域社会の発展と諸外国との交流・共生に貢献していること。 |
| 分析観点 I-2-1 | 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。 |
| <p>専門職短大である本学は教育課程上、長期の臨地実務実習(3回)を履修するには、各学期ごとに必要な科目履修および単位取得が前提である。そのため、単位取得に関しては万全の体制を取り、厳しく指導するので、大きな問題は起こっていない。よって、卒業状況にも問題はほぼ生じていない。また、資格取得に関しても、観光業界に就職する際、求められる国家資格はない。</p> <p>一方、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに則った学修成果の点検・評価方法については、本学では在学期間を通じて入学時・2年次・3年次・卒業時の4回、「学修態度の測定」を行っている。これは「ものごとには積極的に取り組む方である」や「かなり先の目標を持っている」などといった「ある状況において行動を準備する心理的構え」について回答するよう作成された質問紙調査である。そのデータを自己率先性、相互依存性、行動多様性、興味深化性、展望長期性、地位志向性、自己統制性の7つの項目で分析し、レーダーチャートで示すことで、学修成果の点検・評価を行う一方、学生自身にも振り返りの機会を提供している。卒業予定者全員に対し毎年「学修態度の測定」結果を用いての聞き取りを行っているが、学生からは特に自己率先性、行動多様性、展望長期性、自己統制性についてのポジティブな回答が得られた。また、小規模な短大であるため、卒業生の人数が少なく、卒業生へのヒアリングも頻繁に行っている。その際、本学の教育の利点、欠点等について、教育課程に求められる学習成果を把握することができた。</p> <p>大学設置・学校法人審議会による観察期間が終了し、卒業後の進路の状況等の実績や成果をもと把握された教育課程の課題が明らかになったので、より良い教育課程にするべく教育研究開発会議にて具体案を検討している。</p> | |
| 分析観点 I-2-2 | 学生による授業評価や学生からの意見聴取の結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。 |
| <p>学生への授業評価アンケートは学期(本学は4学期=4クォーター制)ごとに、年4回行っている。アンケート結果は事務局によって回収・集計され、その結果は各教員に示される。各教員はその結果をもとに授業の問題点を把握し、授業の改善に努めている。たとえば、令和5(2023)年度の授業評価アンケートにおいて、各クォーターの全教員の総合評価平均は、スコア5を満点として、第1クォーター4.3、第2クォーター4.2、第3クォーター4.4、第4クォーター4.1であった。これは、いずれの授業も学生から高い評価を受けていることを示すものである。この結果は、教員がそれぞれ授業の質の向上に努めていることを学生たちが認めているものと理解できる。なお、本学では、それぞれの授業は常に開放されており、教員が相互に見学することが可能である。教員同士で意見交換(ピアレビュー)が行われており、教授方法の工夫や開発にとって効果的な機会となっている。</p> | |

| | |
|--|--|
| 分析観点 I-2-3 | 卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。 |
| <p>卒業後の進路について、観光分野では所謂「売り手市場」なので、卒業生の大部分は観光業および関連分野に就職している。他大学の観光学科や観光学コース等が卒業生の2割程度しか、観光業および関連分野に就職させられないのに比べ、専門分野と就職先の相関が専門職短大である本学の特徴となっている。</p> <p>小規模な短大であるため、卒業生の人数が少なく、卒業生へのヒアリングも頻繁に行っている。その際、本学の教育の利点、欠点等について、教育課程に求められる学習成果を把握することができた。</p> <p>大学設置・学校法人審議会による観察期間が終了したため、卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに把握された教育課程の課題が明らかになったので、より良い教育課程にすべく教育研究開発会議にて具体案を検討している。</p> | |
| 分析観点 I-2-4 | 卒業生、地域社会および就職先等の関係者からの意見聴取の結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。 |
| <p>卒業生に対し、卒業生インタビューを行った。臨地実務実習をはじめとする学修成果に対して、高い達成度だったといえる。今後は、ディプロマポリシーに沿ったアンケート調査を行うことで、学修成果の達成度をより詳細に把握する。</p> <p>一方、就職先等への意見聴取はトップ対談として鉄道業界に対して行った。学術と実務、および臨地実務実習等の取り組みに対して高い評価だった。引き続き本年度中に他就職先のアンケートおよびヒアリングを行う予定である。地域社会および就職先等の現場からの卒業生に対する評価は、本学の学修成果の最終評価でもあることから、広く意見を聴取し評価状況を把握する。</p> | |
| 領域 I 自己評価概要 | |
| <p>本学は開学からまだ5年目である。また、コロナ禍の最中での開学であったため、3年目までの入学者数は少なく、2学年の卒業生を出すのみである。したがってサンプル数がきわめて少ないことを指摘した上で、領域 I の概要を示したい。専門職短大の特性が、業界への就職に直結し、そのための長期の臨地実務実習が3回も設定されているため、一般大学・短大に比べ、教育課程に沿った学修については厳しく(口うるさく)指導してきた。その点では、教育課程の目的および学修成果が適切になされていると自負する。一方、学生を教育課程で「がんじがらめに」することもあり「自ら考え、判断し、行動する」トレーニングに欠けるという反省がある。そのため、より理想的な大学教育を行うべく、教育課程のリニューアルを構想し、議論している。</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <p>学生が学んだ専門分野を生かした就職ということで、取組の例として次を紹介する。卒業後の進路について、卒業生の大部分が観光業および関連分野に就職している。他大学の観光学科や観光学コース等が卒業生の2割程度しか、観光業および関連分野に就職させられないのに比べ、専門分野と就職先の高い相関が専門職短大である本学の特徴となっている。このことから、本学がディプロマ・ポリシーをしっかりと踏まえた学生を輩出できたことを示すものと判断できる。</p> | |

| | |
|---|--|
| 特色ある取組 | |
| 「学修態度の測定」については、専門職大学コンソーシアムでも特色ある取り組みとして紹介された。そのデータを蓄積しつつあるので、定期的に総括を行い、専門職大学・短大のグループだけでなく、一般社会にも発信してゆきたい。 | |
| 改善が望まれる事項 | |
| きわめて小規模な短大であり、専門分野に特化している「尖った」大学であるため、一般教養・共通教育科目的な授業がなく、また選択科目のバリエーションも少ない。実務教育を優先する専門職大学であり、大学経営との兼ね合いもあるが、学生に人間の幅を持たせ、多面的に考える能力を涵養できる工夫が求められると自覚する。そのため現在、学長を中心に、教育研究開発会議を頻繁に開催し、教育改革を構想中である。 | |
| 領域Ⅱ 教育課程および教育方法 | |
| 基準Ⅱ-1 | 観光振興や観光による地域創生に貢献できる人材の育成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。 |
| 分析観点Ⅱ-1-1 | 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。 |
| <p>本学は、教育課程編成において、「観光振興のエキスパートとして、観光産業や観光による地域創生事業を牽引する人材」の育成という教育の目的を実現するため、7つの学修目標と共にその学修成果の判定要件をディプロマ・ポリシーで定め、その7つの目標を達成する7科目群の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーで定めた。</p> <p>ディプロマ・ポリシーは、学生が3年間で修得する目標と目標達成の要件として、「自学自修の態度」と「思考法」を身に付けたうえで、「観光の理論と知識」「観光実務の理論と技能」「観光英語力」「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出する応用的能力」そして「観光専門職としての総合力」を修得し、その単位認定、進級、卒業認定の各基準を理解するよう、学生に明示している。</p> <p>また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで定めた7つの教育目標にそれぞれ対応させ、「基礎科目群(自学自修)」、「基礎科目群(思考法)」、「職業専門科目群(学術)」、「職業専門科目群(実務)」、「職業専門科目群(観光英語)」、「展開科目群」、という6つの科目群と、「総合科目」という1科目から成る教育課程から編成される。各科目群に配置される科目は、履修の順序に従って、その内容が「基礎から応用へ」ないしは「初級から上級へ」と配列されている。</p> <p>以上の通り、教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方法とは、整合性を有する。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-1-2 | 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。 |
| <p>教育課程編成・実施方針における①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価方針については、次の通り、それぞれ具体的かつ明確に提示されている。</p> <p>まず、「①教育課程の編成方針」は、本学の「大学案内」「学生募集要項」「学則」「学生便覧」「ホームページ」等において公表されている。</p> <p>次に、「②教育方法に関する方針」は、教育研究開発会議の議論において教員間で再確認され共有されている。また、その実施状況を確認するため、FD研修・活動の一環として、シラバスの検討、教員相互授業参観やピア・レビュー、学生による授業評価、研修会の開催が、定期的に履行され、その状況や結果などは教職員間で共有される。なお、授業評価アンケート結果は、大学ホームページに公表される。</p> <p>そして、「③学習成果の評価方針」は、教育研究開発会議において、各教員が講義内容や構成の改善に向けた取組とともに議論され、学生にしたいして教科ごとに学生に伝えられる。</p> | |

| | |
|--|--|
| 基準Ⅱ-2 | 観光実務を担う職業人に求められる基盤的能力の養成をめざして、授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。 |
| 分析観点Ⅱ-2-1 | 観光実務の専門職業人に求められる基盤的能力の養成をめざす授業科目が体系的に開講され、それらの内容・水準が適切であること。 |
| <p>本学では、観光実務を担う専門職業人に必要な基盤的能力の養成をめざし、カリキュラム・ポリシーを策定している。それに基づいて本学では、基礎科目群(自学自修)、基礎科目群(思考法)、職業専門科目群(学術)、職業専門科目群(実務)、職業専門科目群(観光英語)、展開科目群、という6つの科目群と、総合科目という1つの科目からなる教育課程を編成している。それぞれの科目群の目的に応じて授業科目が体系的に配置され、開講されている。</p> <p>CP1「基礎科目群(自学自修)」では、自学自修の態度を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎知識や技能を修得するための授業科目として、「基礎演習」および「キャリアデザイン論」を配置し、講義および演習形式で授業を行っている。</p> <p>CP2「基礎科目群(思考法)」では、思考力を養い、基礎的な思考法を修得するための授業科目として、「文化論」「地理学」「企業の社会的責任」「法と社会」「ビジネスコミュニケーション」「信仰の歴史」「異文化理解」「災害と防災の科学」「介助実務実習」を配置し、講義および実習形式により、授業を行っている。</p> <p>CP3「職業専門科目群(学術)」では、観光学の理論と観光に関連する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶための授業科目として、「観光学概論」「地域資源論」「地域観光基礎実習」「観光社会文化論」「観光振興・地域創生論」「観光行動論」「観光政策論」「国際観光論」「観光文化施設論」「観光メディア論」「せとうち観光アート論」「せとうち観光資源論」「四国巡礼研究」「四国観光史」を配置し、講義および実習形式により、授業を行っている。</p> <p>CP4「職業専門科目群(実務)」では、観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論および知識を修得するとともに、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を修得するための授業科目として「ホスピタリティマネジメント論」「観光リスクマネジメント」「観光事業論」「交通産業論」「宿泊産業論」「地域創生事業論」「ホスピタリティ実務実習」を配置し、講義形式で授業を行っている。また、観光実務の基礎から応用、マネジメントに至るまでのスキルを修得するとともに、観光振興、観光による地域創生の観点から観光事業を企画・立案・運営するために必要な能力を修得するための授業科目として「臨地実務実習Ⅰ」「臨地実務実習Ⅱ」「臨地実務実習Ⅲ」を配置し、学外における実習形式により授業を行っている。臨地実務実習における実習の目的、内容、日程、留意事項などを体系的に指導し、学生が臨地実務実習で効果的な学修成果を達成するために必要な授業科目として、「観光支援ビジネス実務基礎論」「観光実務基礎論」「観光実務応用論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行っている。臨地実務実習の実践的学修の成果を振り返り、それらを理論的に整理しながら、今後の学修に有機的につなげることを目的として、「観光支援ビジネス実務発展論」「観光実務発展論」「観光実務マネジメント論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行っている。</p> <p>CP5「職業専門科目群(観光英語)」では、インバウンド観光の多様な状況に対応するための観光英語力を修得するための授業科目として、初級から応用へと段階的に「観光基礎英語Ⅰ～Ⅱ」「観光英語Ⅰ～Ⅳ」を配置し、演習形式により授業を行っている。</p> <p>CP6「展開科目群」では、観光関係以外の異分野から、「①企業やNPO法人、地域社会等における組織および事業運営能力(マネジメント力)」および「②事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力(情報力・創造力)」に関する応用的な能力を修得するための授業科目として、「経営学」「中小企業論」「コミュニティデザイン論」「マーケティング論」「起業論」「ICTとIoT」「人工知能概論」を配置し、講義形式により授業を行うとともに、「ファシリテーション実習」「ICT実習」「人工知能プログラミング実習」「マップデザイン実習」「メディアコンテンツ実習」を配置し、実習形式により授業を行っている。</p> <p>CP7「総合科目」では、3年間で学修した全教科の成果を統括し、他の学生との協働で観光地研究を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を修得するため、「専門演習」を通年で配置し、演習形式により授業を行っている。</p> <p>以上のように、本学では、観光実務の専門職業人に求められる基盤的能力の養成をめざす授業科目が体系的に配置され、適切な内容・水準を保って開講されている。</p> | |

| | |
|--|---|
| 基準Ⅱ-3 | 観光産業や観光による地域創生事業の現場で必要とされる理論、知識および技能の養成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職短期大学設置基準に適合するものであること。 |
| 分析観点Ⅱ-3-1 | 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目が、体系的に編成されていること。 |
| <p>本学の教育課程は専門職短期大学設置基準に従い、基礎科目群、職業専門科目群、展開科目群、総合科目群から構成されている。各科目群の授業科目については、養成する人材像とその人材に必要な能力を分析したうえでディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを策定し、それに応じて基礎的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目を体系的に編成している。</p> <p>基礎科目では、観光学の理論を学ぶための基礎となる「地理学」と「文化論」を必修科目として開設する一方、選択科目には、「企業の社会的責任」「災害と防災の科学」「ビジネスコミュニケーション」などを配置することで、大学教育において重要な「思考力」を涵養するとともに、職業専門科目における観光学の理論を学修する基礎力を養成している。また、観光振興においては、高齢者や障がい者への適切な対応が重要となってくるため、その基礎的な知識と技能を学修する「介助実務実習」を必修科目として配置している。</p> <p>職業専門科目では、「観光の理論と知識」を学修する学術科目と「観光実務の知識と技能」を学修する実務科目をバランスよく配置している。また、地域の観光についても学修するため地域観光論基礎科目を配置し、これにより系統的かつ複合的な学びを担保している。実務科目では、観光実務理論や観光事業理論を必修科目として学修した後、「ホスピタリティ実務実習」を学内実習として学修し、「臨地実務実習Ⅰ～Ⅲ」により多彩な実習施設における臨地実務実習が展開される。それぞれの臨地実務実習には事前学修と事後学修を必修科目として配置するとともに、実務科目の締めくくりとして、「交通産業論」「宿泊産業論」「地域創生事業論」を配置しており、「観光実務の知識と技能」が系統的に学修できる。</p> <p>展開科目では、企業やNPO法人、地域社会等における組織および事業運営能力、事業イノベーションを生み出すための情報力や創造力の育成を目的として、経営関係科目と情報関係科目を中心に配置している。これにより、学生が卒業直後の進路のみを意識するのではなく、職業経験や社会経験を経た後の将来像を見据えた総合的な教育を展開することができるようになっている。</p> <p>総合科目では、これまでに学んだ全科目の学修成果を学生自身で総括することを目的として「専門演習」を設置している。本演習において学生は、観光地研究という統一テーマについて、担当教員による指導の下で、他の学生と協力しながら調査研究を行う。この演習のフィールドワークやワークショップを通して、観光振興専門職にとって不可欠となる新たな課題を自ら発見する力、その課題を主体的に学ぶ力、課題に協働で取り組む力、課題を解決する力を身に付けることができるようになっている。</p> <p>以上のように、観光の理論を学びつつ、瀬戸内や四国の観光事業の成果や成功事例を教材にした学修と研究が可能となるよう、基礎的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目を体系的に編成している。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-3-2 | 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。 |
| <p>本学では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに沿って、それぞれの授業科目について到達目標が定められている。シラバスには授業科目ごとに「到達目標」欄が設けられており、「～できる」の形で複数の到達目標が明記されている。</p> <p>本学では初回の授業で教員はオリエンテーションを行い、学生に到達目標を知らせている。到達度をはかるために、授業内課題の出題や定期試験を行っている。</p> <p>□</p> | |

| | |
|--|--|
| 分析観点Ⅱ-3-3 | 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。 |
| <p>本学における教育の全体像については、学生便覧および本学ウェブサイトで示されている。学生便覧では授業一覧と履修モデルが示され、履修に際しての学生の便宜を図っている。また、シラバスにおいて授業科目ごとに必ず「科目区分」と「関連するディプロマ・ポリシー」も明記されており、学生が自身の受講する授業科目の位置づけを知ることができるようになっている。□</p> | |
| 基準Ⅱ-4 | 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、教育課程の人材育成目標に則して適切に運用されていること。 |
| 分析観点Ⅱ-4-1 | 臨地実務実習について、観光分野関連企業等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。 |
| <p>臨地実務実習先の確保、同実習水準の確保など着実に実行している。臨地実務実習施設として、瀬戸内エリアを主に西日本、九州なども含め、観光による地域創生・振興を事業戦略に盛り込む企業・組織などとして観光DMO/DMC、宿泊、交通(空港・鉄道)、地域商業、文化芸術などを選定し、学生自身のキャリアデザインと整合させるための学内事前説明会・個別面談などを実施している。臨地実務実習を行うにあたっては、本学実習担当教員と当該実習施設の指導担当者等とが事前に協議して、実習目的・内容、実習期間・日程、具体的な実習場所、受入れ学生数、実習指導者の配置、成績評価の基準および方法、学生に対する実習に関する処遇等の取扱い、実習中の災害補償および損害賠償責任等を決定している。これらを記載した実施要領を策定し、実習施設、担当教員、参加学生に配布、内容共有し、それに基づく確実かつ円滑な実習実施を図っている。また、臨地実務実習の担当教員は、期間中に実習施設と連携し、実習進捗状況の確認を行い、施設への巡回を実施して、当該施設における実習の状況および効果度を把握するようにしている。学生の学修の効果をより高めるために、臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのそれぞれに実習事前準備科目および実習事後振り返り科目を実施している。実習事後振り返り科目は、学年共通授業とし、学生間相互に様々な実習成果を水平展開できることを図っている。担当教員間では、月1回程度を目安に随時、実習打合せ会を実施し、実習水準の確保および連携を確認している。この打合せ会には、学科長および実習関係職員も参加している。更に、実習先企業・組織など外部関係者も参加している本学教育課程連携協議会からの意見や最新情報を担当教員・職員等に展開し、臨地実務実習の目的と実習水準・方法が最適に確保できるよう努めている。</p> | |
| 基準Ⅱ-5 | 教育課程の人材育成目標を反映した適切な授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導方法が採用されていること。また、インターンシップや客員・外部講師など観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。 |
| 分析観点Ⅱ-5-1 | 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態・方法(講義、演習、実習等)が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。 |
| <p>ディプロマ・ポリシーで定めた7つの教育目標を達成するため、「基礎科目群(自学自修)」、「基礎科目群(思考法)」、「職業専門科目群(学術)」、「職業専門科目群(実務)」、「職業専門科目群(観光英語)」、「展開科目群」、という6つの科目群と、「総合科目」という1つの科目から成る教育課程を編成する。各科目群に配置される科目は、履修の順序に従って、その内容が「基礎から応用へ」ないしは「初級から上級へ」と配列する。特に専門職大学の特色である「職業専門科目群(実務)」に触れる。観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論および知識を修得するとともに、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を修得するための授業科目として「職業専門科目群(実務)」に観光実務の理論と技能を学ぶ実務科目群を配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を細分化する。</p> <p>授業科目の区分、内容および到達目標に応じ、適切な授業形態・方法が採用されている。授業の方法および内容については、シラバスでの周知のほか、学年ごとの全体でのガイダンス、各授業でのオリエンテーション等を通じ、学生に周知している。</p> | |

| | |
|---|---|
| 分析観点Ⅱ-5-2 | インターンシップや客員・外部講師など観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。 |
| <p>まず、専門職大学の最大の特色である臨地実務実習科目群について述べる。観光実務の基礎から応用、マネジメントに至るまでのスキルを修得するとともに、観光振興、観光による地域創生の観点から観光事業を企画・立案・運営するために必要な能力を修得するための授業科目として「臨地実務実習Ⅰ」「臨地実務実習Ⅱ」「臨地実務実習Ⅲ」を配置し、学外における実習形式により授業を行う。</p> <p>次に、上記の臨地実務実習科目群を最大限に生かすため、それぞれの実習科目の事前学習科目群、および事後学習科目群を開講している。現場での実践的かつ長期のトレーニングと、その事前学習・事後学習は、専門職短大として、最も力を入れる教育課程であると認識している。</p> <p>また、以上の臨地実務実習関連科目をより効果的に生かすべく、客員・外部講師など観光分野関連機関との連携した教育システムを採用する。特に、香川県内で地域振興・観光振興を精力的に実践する著名な人物、地域密着かつ地元資本最大の旅行業を経営する人物を、客員ではなく専任の教授・准教授として迎え、本学の根幹をサポートしてもらっている。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-5-3 | 単位の実質化への配慮がなされていること。 |
| <p>成績評価と単位認定については学則に則り、担当教員の責任において行われている。修得単位数を教務委員会で確認・判定を行い、それを教授会で審議・承認され、厳正に行われる。</p> <p>進級基準と卒業認定は、ともに厳格に行われたが、本学における進級の要件である臨地実務実習Ⅰの履修要件が、「1年次の第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門科目の単位を取得しないと」履修不可であるという厳しいものであったため、令和6(2024)年度より「1年次の第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門科目の単位のうち4分の3を取得」すれば履修可能とした。それは柔軟な単位取得を考慮した結果であり、単位の実質化のための施策だと評価している。</p> <p>なお、4学期制を敷いているため、授業時間・期間の確保には万全を期していることを強調したい。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-5-4 | 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。 |
| <p>令和5年度入学生より社会人の入学者を、令和6年度入学生より留学生の入学者を迎えることになった。</p> <p>社会人学生の大部分は、観光業および関連分野で長く勤務する職業人であるため、臨地実務実習科目群およびその事前・事後学習科目群については、現場での経験実績を重視し、それらを読み替える配慮を行った。彼らは勤労学生であり、また実務での観光関連の仕事を学術理論で肉付けする有意義な在学であると自負する。</p> <p>また、留学生の入学については、現時点、本学が属する穴吹学園の日本語専門学校(穴吹ビジネスカレッジ)出身者のみが入学している。彼らの出身校である日本語専門学校と連携を密にし、十分な配慮の下、教育を行っている。さらに留学生に関しては、学生委員会等で、最低月1回の個別面談や学修指導を丁寧に行っている。</p> | |

| | |
|---|---|
| 基準Ⅱ-6 | 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。 |
| 分析観点Ⅱ-6-1 | 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。 |
| 成績評価基準は、卒業認定・学位授与方針であるディプロマ・ポリシー(DP)、および教育課程編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシー(OP)に即して定められている学修成果評価の方針と整合性をとり、教務委員会、教授会で承認され、組織として策定されている。なお、この点については、全ての授業科目のシラバスの「成績評価・評価基準」の項目において明確に説明されている。 | |
| 分析観点Ⅱ-6-2 | 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。 |
| 成績評価方法および基準は、「せとうち観光専門職短期大学学則」第23条から第24条、およびシラバス、学生便覧に明示され、広く周知されている。 | |
| 分析観点Ⅱ-6-3 | 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。 |
| 全ての授業科目の単位認定、成績評価方法および基準は、「せとうち観光専門職短期大学学則」第23条から第26条、および学生便覧に明示され、広く周知されている。 | |
| 分析観点Ⅱ-6-4 | 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。 |
| 成績評価に対する異議申し立て制度を組織的に設けており、疑義がある場合は学生課に成績確認申立書を提出することで、担当教員へ成績の確認を申し出ることができる。なお、このことは学生便覧に明示している。 | |
| 分析観点Ⅱ-6-5 | 他の短期大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。 |
| 他の大学・短期大学において履修した授業科目の本学での単位認定について「せとうち観光専門職短期大学学則」第28条および第30条に、短期大学・大学以外の教育施設(高等専門学校)における学修について学則第29条に定めている。 | |

| | |
|---|---|
| 基準Ⅱ-7 | 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。 |
| 分析観点Ⅱ-7-1 | 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。 |
| <p>本学のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに沿って設定した科目を履修し、3年間以上大学に在学し、かつ卒業要件単位数を取得することで、観光短期大学士(専門職)の学位を授与することを策定している。なお、卒業要件・卒業認定・学位については、「せとうち観光専門職短期大学学則」第34条から第36条に明示されている。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-7-2 | 卒業要件が学生に周知されていること。 |
| <p>ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに定めた学修成果を踏まえ、単位認定基準、卒業要件等を策定し、周知している。全ての授業科目の単位認定、成績評価方法および基準は、「せとうち観光専門職短期大学学則」第23条から第24条、第34から第36条および学生便覧に明示し、広く周知している。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-7-3 | 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。 |
| <p>本学の人材育成目的に沿って設定した必要科目を履修し、3年以上在学し、かつ所定の単位を取得することで、卒業要件を満たしたものとみなし、卒業を認定し、観光短期大学士(専門職)の学位を授与している。</p> | |
| 基準Ⅱ-8 | 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。 |
| 分析観点Ⅱ-8-1 | 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。 |
| <p>専門職短期大学設置基準第7条に基づき、産業界および地域社会との連携により、教育課程を編成し、管理運営を円滑かつ効果的に実施するため教育課程連携協議会を設置している。 教育課程連携協議会に関する事項は、「せとうち観光専門職短期大学 教育課程連携協議会規程」により定められており、開学時より教育課程連携協議会を設置し、産業界や地域社会との連携を図り、授業科目の開設や教育課程の改善等についての検証・評価・助言を踏まえ不断の見直しを行っている。 規程では、「(1)産業界および地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、(2)産業界および地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項」について審議し、学長に意見を述べることになっている。</p> | |
| 分析観点Ⅱ-8-2 | 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的に行われ、機能していること。 |
| <p>教育課程連携協議会の構成員および任期は、「せとうち観光専門職短期大学 教育課程連携協議会規程」に定められている。2024年8月時点での構成員は、本学教職員3名、関連職業団体関係者1名、地方公共団体職員1名、教育協力者4名、その他1名となっており、毎年度8月と2月の年2回、教育課程連携協議会を開催している。</p> | |

領域Ⅱ 自己評価概要

卒業認定・学位授与方針は、本学の建学の精神である「観光と社会や人類との関りを深く探求し、観光を通じて地域社会の発展と諸外国との交流と共生に貢献する人材を育成する」ことをめざし、具体的かつ明確に策定されていると考える。それぞれの分析観点についても、特に大きな改善を要する箇所はないものと考えている。

以上、「領域Ⅱ 教育内容・方法」の基準を満たしていると評価している。

優れた成果が確認できる取組

専門職短大の特徴である産業界（観光業界を中心とする各種業界）や地域との連携を図るために教育課程連携協議会を設置し、これを活用することで、観光や産業界の意見を反映し不断に教育課程の見直しを行った。これにより、従来の短大・大学の教育課程の見直しと異なり、成果を迅速に反映することのできた。この点を優れた仕組みであると評価できる。

特色ある取組

本学の特色は、通常の短大・大学のセメスター制度と異なり、クォーター制度（1年間を4つの学期に分けて授業をするシステム）を採用したことである。この制度により、同時に学ぶ科目の数が少なくなり、集中的に学修ができるため、履修内容の定着が良くなる。同様に、学内で基礎科目や職業専門科目を履修した上で、学外で臨地実務実習を履修するという切り替えがスムーズにできることで、学生に一貫した学修を提供できる。また、「せとうち観光アート論」や「せとうち観光資源論」をはじめとする地域の特色のある授業を多数配置した点も、地域と密着した本学の特色といってよいと考える。”

改善が望まれる事項

当初、臨地実務実習Ⅰの履修要件は、「1年次の第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門科目の単位を取得しないと」履修不可であるという厳しいものであった。そのため、これを改善し、令和6(2024)年度より「1年次の第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門科目の単位のうち4分の3を取得」すれば履修可能とすることで、柔軟な単位取得に配慮した。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

| | |
|-------|--|
| 基準Ⅲ-1 | 教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動等を展開に必要な教員が適切に配置されていること。 |
|-------|--|

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 分析観点Ⅲ-1-1 | 教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切な構成となっていること。 |
|-----------|--------------------------------------|

学術系と実務系の両教員グループには、それぞれに統括者としての専任教授を配置する。その統括者として、学術系では観光学の研究と教育に豊富な業績を有し、博士号を取得した専任教員が配置され、また実務系では観光実務と行政について豊かな経験を有し、その高い業績が社会的に評価を受けた専任教員が配置されている。さらに、学術系と実務系の両教員グループを統括するのは、学長である。学長、学術系統括者、実務系統括者は、三者間に本学の教育の理念と実践方針が十二分に共有されていて、本学の創設と運営に取り組む。この三者と全教職員もまた本学の教育理念とその実践方針を共有することによって、本学の専門職短期大学としての教育体制と建学の精神を、創設時から完成年次までに堅固にして、その伝統を持続可能にする礎を築きあげている。また、学術系と実務系の両教員グループ相互間のコミュニケーションや意思疎通は、円滑である。両教員グループは、研究報告会や教育研究開発会議において、それぞれに研究や教育の課題について、共同で取り組んでいる。同会議で検討されたFD運営では、教育歴が比較的浅い若手教員やみなし専任教員に対して、本学の教育理念や教育目標の共有が図られ、さらに全専任教員によって、教育課程の運営に関する改善点や変更点が常に議論されている。

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 分析観点Ⅲ-1-2 | 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。 |
|-----------|--------------------------------|

本学観光振興学科は、本学が養成する人材像が修得すべき能力と教育上の目標を、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、それにより構成された教育課程によって達成するために、各科目の特性と他の科目との対応関係に基づき、「学術」系と「実務」系の専任教員、ならびに兼任教員をそれぞれ適正に配置する。観光振興専門職の育成にあたっては、「思考力」、「実践力」、「協働力」という3つの基礎力が本学科の教育課程を通して修得されるので、理論的な思考力を涵養する科目については、主に学術系教員が、また実務的な「思考力」、「実践力」、「協働力」を鍛錬する科目については、主に実務系教員が担当する。学術系と実務系の教員は、「教育研究開発会議」での研究会等を通して緊密に連携し合い、教育・学生指導にあたる。それぞれの主要科目には専任教員を配置する。

| | |
|--|---|
| 基準Ⅲ-2 | 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。 |
| 分析観点Ⅲ-2-1 | 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。 |
| <p>本学の教育研究活動等の主たる運営主体は、①教授会、②教育研究開発会議、そして③教育課程連携協議会である。①教授会は教育研究における重要事項を審議し、学長が教学および経営の意思決定を行うにあたり意見を述べることを目的として設置される。教授会で決定された教学マネジメントの基本方針や決定事項を履行するため、その基本方針に即して、自己点検・評価委員会、入試・広報委員会、教務委員会、学生委員会、ハラスメント防止委員会、その他必要に応じて、学長が定める委員会を設置する。本学の観光学および観光専門職に係る教育・研究を常に刷新し実施する②教育研究開発会議は、教育課程を状況に応じて再編成する。また、学長は、地域内外の諸団体等と連携・協働しながら、③教育課程連携協議会において、本学教育課程を改善や課題を図り、その再編成や授業科目の開設等について意見を聴取している。③教育課程連携協議会が学長に提示した意見は、②教育研究開発会議において検討され、その後このプロセスが繰り返される。こうして、②教育研究開発会議と③「教育課程連携協議会」が、本学の教育課程を不断に見直す体制を構成する。本学において、当該体制は円滑に機能し、教育研究活動が実践されている。</p> | |
| 基準Ⅲ-3 | 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。 |
| 分析観点Ⅲ-3-1 | 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。 |
| <p>本学では、開学当初より学修にかかわる支援をはじめとする様々な領域において、各委員会規程に基づく委員会の構成員として教員と事務職員が配置されており、教職員間の連携体制によって、きめ細やかな学修支援に努めている。特に教育に関しては、オフィスアワーの設定のほか、入学年度は必修科目である「基礎演習」の担当教員が、1年次後半から3年次前半は臨地実務実習担当教員が、3年次からは「専門演習」担当教員が、学生の相談窓口として、切れ目のない支援ができる組織としている。</p> <p>また、キャリアセンターによる個別面談やキャリア研修を行い、学生の就職活動について、いつでもきめ細やかな支援をするべく、臨地実習担当教員や専門演習担当教員、さらには事務職員と情報を共有をし、学生の希望する就職ができるよう取り組んでいる。</p> | |
| 分析観点Ⅲ-3-2 | 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)が実施されていること。 |
| <p>本学の教職員の資質・能力向上を図り、大学運営および大学改革を推進することを目的としてSD委員会を設置し、大学全体として組織的に教職員の能力開発に取り組んでいる。</p> <p>SD活動の一つとして、開学時から「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」(以下、「SPOD」という。)に加盟している。SPODは四国地区の国公立大学・短期大学および高等専門学校によって構成される教職員能力開発の大学間ネットワークである。毎年度、SPOD内講師派遣プログラムを活用し教職員を対象に必要な研修を実施している。2024年11月には「教職員のためのアンガーマネジメントの基礎」と題して対面による研修を実施した。その他、SPODが開催する各種研修会や、SPOD主催以外の研修会への参加を推奨し、教職員各自が自己課題を見つけそれに対応する研修プログラムを受講している。令和6年度のSDの取り組み状況は資料Ⅱ-3-2令和6年度FDSD取組報告書のとおりである。</p> | |

領域Ⅲ 自己評価概要

本学の教育研究実施組織は、教育課程の目的に則して整備され、かつ教員の配置と教職員の連携が適正になされており、教育課程は円滑になされている。また、当該組織の運営では、学長が統括し、学科長と事務局長がそれを組織的かつ体系的に管理・履行する。さらに教育課程の目的はFDやSD、各種会議や委員会などを通して常に議論され共有されているので、その運営は順調である。

優れた成果が確認できる取組

本学は、教育研究実施組織を統括し、それらを運営・改善する取組として、「教育研究開発会議」を、教育研究実施組織全体の頂点と位置づけ拡充してきた。授業、教育課程、委員会、研究所、等々における教育・研究体制は、「教育研究開発研究会議」における教職員間の不断の議論を通して、円滑かつ順調に運営されている。本学の教育研究体制は、開学以来、当座の諸課題にその都度向き合いつつ、試行錯誤をへて漸次的に整備されてきた。

特色ある取組

本学の教育研究実施組織が一体となって実践している「特色ある取組」の一つは、「地域連携・産学官連携」に関連づけて本学の研究と教育を推進してきたことにある。本学の教育・研究は、「キャンパスは瀬戸内海」の標語のもと、周辺地域を調査研究や臨地実務実習の場として、地域や産官学との連携・協力を強化しながら行われている。

改善が望まれる事項

本学の教育研究実施組織については、その見直しを継続的に、かつ適宜検討しているので、当面「改善が望まれる事項」はない。

領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表

| | |
|-------|--|
| 基準Ⅳ-1 | 教育研究環境の維持向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。 |
|-------|--|

| | |
|-----------|---|
| 分析観点Ⅳ-1-1 | 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。 |
|-----------|---|

学生の受け入れ方針(以下、アドミッション・ポリシーという)は、学生募集要項、本学のホームページにおいて明示し広く公開している。アドミッション・ポリシーを明示するに当たり建学の精神も併せて明示している。(資料Ⅳ-1-1-①、資料Ⅳ-1-1-②) 学生募集要項、本学のホームページにはアドミッション・ポリシーとして明示している他、出願資格、選考方法を示し、学部の試験科目を明らかにすることにより、修得しておくべき知識・技能等の水準を知ることが可能である。同様に、入試区分毎に選考方針を明示し、毎年8月より入試説明会を開催し、受験生に対し試験の内容・水準を伝えている。(資料Ⅳ-1-1-③、資料Ⅳ-1-1-④、資料資料Ⅳ-1-1-⑤)

学生募集および入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき公正かつ適切に実施し、アドミッション・ポリシーと入学者選抜の実施に乖離が生じていないか入試・広報委員会において定期的に検証・改善を実施している。(資料Ⅳ-1-1-⑦、資料Ⅳ-1-1-⑧)

| | |
|-----------|--------------------------|
| 分析観点Ⅳ-1-2 | 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。 |
|-----------|--------------------------|

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているが、開学から定員充足には至っていない。2025年度入学者における収容定員160名に対する在籍学生数比率は43%であり、定員未充足の課題については、入試・広報委員会で継続検討、広報活動について様々な提案を受け、実行している。(資料Ⅳ-1-2-①)

- 具体的な取組の内容としては以下のとおりである。
- ・大学案内へ専門職大学・短期大学の特徴である臨地実務実習の様子を追加した。(資料Ⅳ-1-2-②)
 - ・大学案内へ第1期卒業生の就職率を掲載した。(業界への就職に結びついていることをPR)(資料Ⅳ-1-2-③)
 - ・臨地実務実習の様子を動画にし、より情報が伝わりやすく工夫した。(資料Ⅳ-1-2-④)
 - ・ホームページへも同様の内容を掲載し、どの媒体からも情報が届くようにした。(資料Ⅳ-1-2-⑤)
 - ・業界理解促進のため校外型のイベントを企画・実施した。(資料Ⅳ-1-2-⑥ 資料Ⅳ-1-2-⑦)

在籍数

| 観光振興学科 | 収容定員 | 入学定員 | 合格者数 | 入学者数 | 在籍学生数 |
|--------|------|------|------|------|-------|
| 2021年 | 240名 | 80名 | 20名 | 16名 | 16名 |
| 2022年 | 240名 | 80名 | 14名 | 12名 | 25名 |
| 2023年 | 240名 | 80名 | 20名 | 20名 | 44名 |
| 2024年 | 200名 | 40名 | 32名 | 32名 | 64名 |
| 2025年 | 160名 | 40名 | 25名 | 23名 | 69名 |

分析観点Ⅳ-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

観光振興学科の入学定員充足率については、2023年までは30%未満と低迷していたが、入学定員を変更した2024年には80%まで回復した。この募集施策を踏襲し広報活動を実施するも、2025年は58%に低下した。県内大学のキャンパス移転や県外への転出超過(15～19歳が474人：総務省人口移動報告2024年)から来るオープンキャンパス参加者の減少や、出願歩留まりの低さ(来校70名うち出願27名)が原因と分析し、資料請求から来校・出願まで離脱することのないよう、マーケティングオートメーションツールの活用やLINE管理システムを新規導入し出願・入学者増に繋げる。また、学校法人穴吹学園と穴吹グループとの連携を通して、一定数の高校卒業生、留学生、社会人の受け入れを継続実施するとともに、2026年度生募集からは大学入学共通テストを導入し、新規層の獲得も実施する。

入学者数

| 観光振興学科 | 収容定員 | 入学定員 | 合格者数 | 入学者数 | 割合 |
|--------|------|------|------|------|-----|
| 2021年 | 240名 | 80名 | 20名 | 16名 | 20% |
| 2022年 | 240名 | 80名 | 14名 | 12名 | 16% |
| 2023年 | 240名 | 80名 | 20名 | 20名 | 25% |
| 2024年 | 200名 | 40名 | 32名 | 32名 | 80% |
| 2025年 | 160名 | 40名 | 25名 | 23名 | 58% |

| | |
|--|---|
| 基準IV-2 | 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。 |
| 分析観点IV-2-1 | 教育研究活動等を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。 |
| <p>校舎等の施設は、高松市屋島西町2366番1の高松市が所有する旧高松テルサの土地11467.86㎡を借り受けて、専門職短期大学用の校舎敷地としている。</p> <p>校舎1階には、事務室、図書館、学生相談室、保健室、キャリア支援室、学生控室、学生自習室、講堂（511人収容）、トレーニングルームを設置している。2階には、教室、情報処理室、宿泊・料飲・受付をロールプレイング形式で学修することができる実習室、そして、文化教養室（66畳の和室）、エクササイズルームを設置している。3階には、教室、大講義室（100名収容）、会議室を設置し講義や演習などの学修の主要なフロアとなる。2階の教室6部屋と、3階の教室7部屋と大講義室を合わせて14部屋の教室があり、本学の収容定員120名（40名1クラス）の学生が、授業を受けるのに十分な教室数を確保している。4階には、学長室、研究室、演習室、会議室、せとうち観光学研究所を設置している。なお、情報処理室は、授業時間以外は、レポートや課題作成のため学生に解放しており多くの学生が利用している。情報処理室と図書館の利用状況は、資料IV-2-1-1のとおりであるが、その他の施設も含めて授業やサークル活動等の課外活動で利用し、有効に活用されている。</p> | |
| 分析観点IV-2-2 | 施設・設備における安全性が配慮されていること。 |
| <p>本学の施設には、障がい者用駐車場、スロープ、盲人用誘導ブロック、多目的トイレ（障がい者用手すり有り）、自動ドア、エレベーターを設置し、施設全体が障がい者の方にも利用できるようにバリアフリー化している。防犯面については、安全カメラを施設内に6か所設置するほか警察官立寄り所の掲示を掲げるなど安全に配慮している。</p> | |
| 分析観点IV-2-3 | 教育研究活動等を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていること。 |
| <p>情報処理室にはパソコン40台を設置しており、学生数に対して十分な数を有している。パソコン内には、Microsoft OfficeやAdobe Illustrator等のアプリをインストールしており、学生のレポート作成や課題制作、プレゼンテーション資料の作成に利用できるようにしている。また、室内にカラーレーザープリンターを設置し学生は作成した資料を自由に印刷できるようにしており、授業や課外活動等の資料作りのために有効に活用している。</p> | |
| 分析観点IV-2-4 | 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。 |
| <p>1階に学生自習室として149㎡の部屋を設置し、いつでも自習できる環境を整備している。座席数は64席あり、他にも図書館も自習室として使用可能であり閲覧席数は56席ある。さらに図書館内にグループ閲覧室を設置し、グループでの課題作成や資料閲覧に使用することができる。また、情報処理室については、分析観点IV-2-3に記載のとおりである。情報処理室と図書館の利用状況は、資料IV-2-1-1のとおりであり効果的に利用されている。</p> | |

| | |
|--|---|
| 基準Ⅳ-3 | 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。 |
| 分析観点Ⅳ-3-1 | 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。 |
| <p>令和6年度の施設設備費予算は5,200千円であり、その内訳は、清掃委託費、機械警備料、廃棄物処理費用、レンタルマット使用料、剪定費用、フロン点検費用、蛍光灯等購入費である。その執行実績は4,510千円、執行率87%であり、十分な財政基盤を確保している。</p> | |
| 分析観点Ⅳ-3-2 | 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。 |
| <p>施設設備の整備・保全および営繕、構内の環境整備、防火設備の維持管理および防火・防災訓練の計画・実施については、事務局総務課が担当しており、そのことは事務組織および事務分掌に関する規程に記載されている。さらに、地下の中央監視室には1名設備管理担当が常駐しており、設備に異常が発生した場合は、即時に対応できる体制を整えている。</p> | |

| | |
|---|--|
| 基準Ⅳ-4 | 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われるとともに、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。 |
| 分析観点Ⅳ-4-1 | 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性(履修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われていること。 |
| <p>新入生に対しては、入学式終了後、新入生オリエンテーションを実施し、翌日に履修ガイダンスを実施している。履修ガイダンスにおいて、学科長より大学での学修について、また実習担当教員より臨地実務実習の概要についての説明、またそれらを踏まえ学生課職員から履修登録について詳細を説明している。ガイダンス終了後においても、随時履修相談窓口を設け個別に履修指導を行っている。</p> <p>また1年次には基礎演習の科目において、少人数でのクラス分けを行い、担当教員から大学における学修について指導・支援が実施されている。2年次では、進路に応じたクラスに分かれ臨地実務実習が実施されることから、実習担当教員が学修指導について担当し、3年次においては、専門演習の担当教員がその役割を担う。</p> <p>さらに授業や大学生活のこと、将来のキャリアに関することなど様々な相談を受けられるよう各教員が学期(クォーター)毎に週1回以上のオフィスアワーを設定し、学生とコミュニケーションを取りながら支援を実施している。</p> | |
| 分析観点Ⅳ-4-2 | 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。 |
| <p>心身の問題に対する相談窓口としては、大学単体としてではなく、学校法人全体として常勤している公認心理師を配置し、固定した相談日は設けず、相談の希望があった時に学生課を窓口として日程調整を行いカウンセリングを実施している。学生への周知については、学内システムにおける周知のほか、廊下やトイレなどに公認心理師に直接アクセスできるQRコードを掲示し相談を受け付けている。</p> <p>経済的な問題に関しては、学生課および総務課が窓口となり相談に応じている。経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金情報を中心に本学独自の奨学金や特待生制度の活用も含め情報提供し、申請手続き等についてサポートを実施している。</p> <p>キャリア支援については、キャリアセンターを学内に設置し、本学の専任教員1名をキャリアセンター長として配置している。また学生課2名がキャリアセンターを兼任し、就職ガイダンスの実施、就職対策講座の実施運営、学内合同企業説明会の実施運営、また卒年次に限らず学生全員の個別面談の実施など学生の就職活動を支援する体制を整えている。</p> | |
| 分析観点Ⅳ-4-3 | 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。 |
| <p>「ハラスメント防止委員会規程」に基づきハラスメント防止委員会を設置し、「せとうち観光専門職短期大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」を定め、ハラスメント相談窓口を設定し相談に応じている。</p> <p>学生へは学内システムによる周知のほか構内でのポスター掲示等により相談窓口およびガイドラインに関する情報を周知している。</p> <p>また教職員に対しては、FD・SD研修としてハラスメント防止に関する研修会が定期的に行われており、周知・啓発が行われている。</p> | |
| 分析観点Ⅳ-4-4 | 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。 |
| <p>障がいのある学生に対する支援については、「せとうち観光専門職短期大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を定め、支援実施に係る体制や手続き、必要書類等を整備している。</p> <p>留学生に関しては、入試区分で留学生選抜入試を設け、入試の評価において不利のないように配慮している。一方で出願資格にて日本語能力試験N2もしくはそれと同等以上の日本語能力を有する者と定めており、履修に関する特別な支援は想定していないが、学生から支援について希望があった際は、各担当教員の判断によりレジュメの配布等対応している。</p> <p>アルバイト等の生活相談については、毎月の面談等適宜実施している。</p> | |

| | |
|--|---------------------------------|
| 基準Ⅳ-5 | 継続的な研究成果の創出に資する体制が構築され機能していること。 |
| 分析観点Ⅳ-5-1 | 研究支援人材が適切に配置されていること。 |
| <p>専門職短大であるので、いわゆる研究大学とは事情が異なるが、専任教員の研究を支援していくため、総務課において研究支援担当者をあて、科学研究費等の外部資金獲得のための情報提供を行い、また書類作成の支援を行っている。また、本学のせとうち観光研究所には全教員が属し、互いの研究紹介を行い、情報交換するチャンネルを準備している。小規模校なので、全教員が相互の研究支援人材にもなっている。</p> | |
| 分析観点Ⅳ-5-2 | 継続的な研究成果の創出に資する体制が構築され機能していること。 |
| <p>教員の研究活動を助成することを目的に「教員個人研究費規程」を定め、年間30万円を支給限度額として、教授、准教授、講師および助教に支給している。個人研究費の用途対象は、本人の専門分野における研究に使用されるもので、図書、機械器具、消耗品、調査、資料収集等の目的で国内・海外出張する場合の旅費および宿泊費、その他研究のための支出であると認められるものに使用できる。</p> <p>科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に向けては、適宜情報を提供し支援している。外部資金の獲得状況は、研究分担者を含め、令和3(2021)年度3件、令和4(2022)年度5件、令和5(2023)年度6件、令和6年(2024)年4件(継続を含む)。また、年度ごとの教員評価においても、研究実績をより重視する方向で検討している。</p> <p>また、本学の紀要である『観光振興研究』(年4回発行、Web学術誌)を準備し、全教員が積極的に最新の研究成果を投稿する研究発表媒体を持っている。そして、全教員が参画する「せとうち観光研究所」では、年数回の研究会を開催し、教員の研究成果を共有するチャンネルも準備してある。</p> | |

領域Ⅳ 自己評価概要

本学では、開学時からキャリアセンターと学生課職員が学生全員と個別面談を行い、就職および臨地実務実習に関する希望や事情を十分に聴取し、個人の適正などを踏まえて適切なキャリア指導を行っている。この個別面談では、キャリア相談だけでなく、授業や大学生活のことも含めて相談に応じている。

ただし、収容定員に対する在席者数の割合が低い状況であるが、2024年度より入学定員を80名から40名に変更しており、2026年度までに改善する予定である。

優れた成果が確認できる取組

教員のオフィスアワーを活用した学生の相談機会を設けているだけでなく、キャリアセンターと学生課職員が全学生の個別面談を開学以来取り組んでいる。

特色ある取組

本学の特徴である長期の臨地実務実習において、既に実習を終えた先輩学生による実習の学修成果の発表会を後輩学生に対して行っており、後輩学生の実習施設選択の参考にしている。また、発表会では、質疑応答の時間を設けて直接に先輩学生からアドバイスを聞くことができる機会になっている。先輩にとっても臨地実務実習を振り返り学修することができ、学生同士が支え合う良いピアエデュケーションとなっている。

改善が望まれる事項

特になし。

領域 V 内部質保証

| | |
|--|---|
| 基準 V-1 | 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の維持向上が図られていること。 |
| 分析観点 V-1-1 | 教育研究等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持向上を図るための体制が整備されていること。 |
| <p>本学においては、卒業認定・学位授与の方針として「ディプロマ・ポリシー」を、教育課程編成・実施の方針として「カリキュラム・ポリシー」を、入学者の受け入れに関する方針として「アドミッション・ポリシー」を策定することで、教育の質および学生の学修成果の水準を定めている。</p> <p>教育研究等の質および学生の学習成果の水準を継続的に維持向上するために、本学においては「せとうち観光専門職短期大学 学則」第2条に基づき、「せとうち観光専門職短期大学 自己点検・評価委員会規程」を整備している。この規程に基づき、本学の内部質保証の組織体制として学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。同委員会は学長、観光振興学科長、選出された専任教員、事務局管理職、その他学長が必要と認めた教職員によって構成される。同委員会は内部質保証の責任を負い、点検・評価項目の策定など基本方針を審議し、自己点検・評価の結果を自己点検評価報告書に取りまとめる。自己点検評価報告書は教授会における審議・承認を経て、学校法人穴吹学園理事事に提出され、そこで審議・承認を経た後に大学ウェブサイト上で公開される。</p> | |
| 分析観点 V-1-2 | 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。 |
| <p>自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施する方法が審議され、2023年度は公益社団法人・日本高等教育評価機構による評価基準・項目に基づいて自己点検・評価を行った。そのため、本学における自己点検・評価を実施するための評価項目は適切に設定されている。</p> <p>「2023年度 自己点検評価報告書」では「使命・目的等」「学生」「教育課程」「教員・職員」「経営・管理と財務」「内部質保証」の6つの評価基準に加えて「臨地実務実習」を独自の基準に設定し、自己点検・評価を実施した。</p> <p>□</p> | |
| 分析観点 V-1-3 | 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。 |
| <p>2024年度に作成された「2023年度 自己点検評価報告書」の結果に基づいて、それぞれの評価項目・基準についての「改善・向上方策(将来計画)」を検討し、現在、対応措置を図っている最中である。改善が必要な項目は①カリキュラムの改編と②定員未充足であることが教職員の間で共有されており、目下、①については教育研究開発会議においてカリキュラム改編に向けた作業が行われており、②については入試・広報委員会を中心に方略が検討されている。</p> | |

| | |
|--|---|
| 基準 V-2 | 教育研究活動に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の維持向上に活かされていること。 |
| 分析観点 V-2-1 | 法令等が公表を求める事項が公表されていること。 |
| <p>学校教育法施行規則第172条の2に基づき以下をホームページ等で公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的および第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること 四 入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること <p>また専門職大学設置基準第11条により教育課程連携協議会についてホームページで公表している。</p> | |
| 分析観点 V-2-2 | 社会からのフィードバックを教育研究等の維持向上に資する体制が整備され機能していること。 |
| <p>教育研究活動については、ホームページやSNS(Instagram、X、facebook)、YouTubeを通して積極的に公表している。(資料 V-2-2①)</p> <p>また、せとうち観光専門職短期大学教育研究開発会議規定に基づき、教育課程および授業科目について、急速に変化する現代社会への対応状況や産業界等のニーズと合致した教育内容・方法であるか等の観点から、常に確認師見直しを行い、専任教員の研究内容の充実および教育力の向上を図っている。(資料 V-2-2②)</p> <p>教育課程連携協議会等で委員から意見をいただいた内容については、改善を図り、社会からのフィードバックを役立てる体制を整備している。(資料 V-2-2③ 資料 V-2-2④)</p> | |
| 基準 V-3 | 教育課程の教育に資する研究のあり方を踏まえて、観光関連の学術的研究、観光に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持向上が図られていること。 |
| 分析観点 V-3-1 | 教員の任用および昇任等にあたって、観光関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。 |
| <p>採用と昇任において、各学術系教員対象者の知識・能力・実績を判断する方法は、「履歴書」と「教育研究業績書」、採用の場合には「代表的な研究業績」3点、また昇任の場合には「最近5年以内の研究業績書」3点を資料として、面談が行なわれ、総合的に審査される。実務系教員対象者については、大学教育研究の経歴がなければ、「履歴書」と「教育研究業績書」を中心に審査される。また、採用人事では、学術系・実務系とも、さらに「模擬授業」が課される。採用応募者にその審査の適否は、審査担当として適任の教員が招集され、担当者が協議したうえで判定される。その判定結果は運営協議会及び教授会で審議され、理事会が最終決定する。</p> | |

| | |
|---|---|
| 分析観点 V-3-2 | <p>基幹(専任)教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。</p> |
| <p>専任教員における教育活動・教育上の指導能力については、専任教員全員が毎年度3月末に提出する「教員評価のための活動実績・自己評価表」と、毎年の授業毎に実施される「学生の授業アンケート」の結果に基づいて評価され、その評価結果を資料として、各教員は毎年度末に学科長との面談で協議する。</p> | |
| 分析観点 V-3-3 | <p>授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること。</p> |
| <p>授業の内容および教育方法の改善、ならびに教員の資質向上を図るために、本学教職員から構成される委員会である「教育研究開発会議」が主導して組織的にFDを実施した。その概要は以下の通りである。</p> <p>1. シラバスの検討 シラバスは事前に委員会によって内容を検討された。改善点について、委員会がそれを勧告し、各教員は訂正・追加などを行った。授業が実際にシラバス通りに運用されているかどうか確認した。</p> <p>2. 教員相互授業参観・ピアレビュー 年に数度、教員相互に授業を参観した。</p> <p>3. 学生による授業評価 各学期末に、学生による授業評価アンケートを全授業で実施した。集計結果は、各教員にフィードバックされ、各教員が講義内容や構成の改善に向けた取組を行っている。授業評価アンケート結果は、大学ホームページに公表した。</p> <p>4. 研修会の開催 教育方法の改善や教員の資質向上のため、学外の講師を招き、研修会を年2回実施した。</p> | |
| 分析観点 V-3-4 | <p>教育支援者や指導補助者に対して、質の維持向上を図る取組が組織的に実施されていること。</p> |
| <p>本学では教育支援者や指導補助者を置いていない。しかし、学生の教育支援や指導補助を行うために、1年次は授業科目「基礎演習」担当者が、2年次は授業科目「隣地実務実習Ⅱ・Ⅲ」担当者が、3年次は授業科目「専門演習」担当者がそれらの役を担うことで、3年間切れ目のない学修支援を行える体制になっている。</p> <p>また、2022年度より、臨地実務実習を経験した上位学年の学生による臨地実務実習説明会を実施し、後輩から先輩に質疑応答ができる機会を設けている。実習に対しての不安の払拭、ならびに学修効果を高めるための実習中の観察ポイントなどを学生視点で共有できるようにしている。</p> | |

領域Ⅴ 自己評価概要

本学は2023年度に完成年度を迎え、初めての卒業生を世に送り出した。2024年度は開学4年目にあたり、3年間の本学における教育体制を再点検する年であった。現在、開学以来のカリキュラム・ポリシーを堅持しながら、学則と規定に基づき自己点検・評価委員会を設置し、そのなかで委員会メンバーを中心に、よりよい教育・研究活動環境について議論がなされている。本学における教育・研究活動内容については本学ウェブサイトやSNS上で公開されており、また、教育課程連携協議会において委員からいただいた意見を社会のニーズと捉え、カリキュラム改善を図っている。教員の質保証については、採用・昇任時に教育・研究・実務経験についての審査を行い、その内容を教授会で審議・判定することで行われている。また、FD・SD活動を通じて質の維持・向上を図っている。今後、開学後4年間で蓄積されたデータを踏まえ、教育・研究内容の質の向上のための改善策を検討する。

優れた成果が確認できる取組

本学は観光振興学科の1学科のみ、1学年定員40名(2023年度までは80名)という小規模な高等教育機関である。それがために、本学では学生1人ひとりに目が行き届きやすく、学生に対するきめ細やかな支援が可能となっている。教務委員会や学生委員会といった学生の学修や大学生活に関する議論が行われる場所でのみならず、教職員は業務のなかで絶えず学生に関する「気づき」を共有し、学生支援を図っている。そのような支援体制が奏効し、「授業評価アンケート」結果を見る限り、本学の教育内容に対する学生の満足度は高いことがわかる。学生自身の満足度が高いことととまらず、実習先や就職希望先での学生に対する評価も高い。これらのことから、教職員による学生支援体制が内部質保証に資する働きをしていると言える。

特色ある取組

上述した通り、学生の学修を支援するために、本学では1年次は授業科目「基礎演習」を担当する専任教員が、2年次は授業科目「隣地実務実習Ⅱ・Ⅲ」を担当する専任教員が、3年次は授業科目「専門演習」を担当する専任教員が受講学生にとってのいわば「担任教員」の役割を担っている。そうすることで3年間切れ目のない学修支援を行える体制になっている。

また、小規模少人数という特色を活かし、学生間で相互にサポートしあえる体制をとっている。例えば、臨地実務実習を経験した上位学年の学生による臨地実務実習説明会を実施し、後輩から先輩に質疑応答ができる機会を設けている。また、実習に対しての不安の払拭、ならびに学修効果を高めるための実習中の観察ポイントなどを学生の目線から情報提供し、共有できるようにしている。

改善が望まれる事項

前年度(2023年度)と今回の「自己点検評価報告書」の結果を踏まえて、自己点検・評価委員会において要改善項目の洗い出しとそれへの対応策をさらに検討する必要がある。少なくとも現時点において明らかになっている要改善項目は①カリキュラムの改編と②定員未充足である。①については、学術的な教育内容と実務的な教育内容との有機的なつながりをさらに前面に押し出していくこと、②については、①を進めていくなかで専門職短期大学としての特色を明らかにし、内部質保証を図りながら現役学生の満足度を高め、入学希望生徒にもアピールする方略を検討中である。